

第 6 次白岡市総合振興計画策定方針

1 背景

総合振興計画は、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示すものである。

平成 24 年に策定した「第 5 次白岡市総合振興計画（以下「現計画」という。）」では、「ほっとスマイル しらおか 未来へつながるまち」を目指すべき将来像に掲げ、10 年間を計画期間として、計画的なまちづくりを進めてきたが、令和 3 年度をもって満了となる。

市を取り巻く社会状況は、人口減少や人口構造の変化、市民のライフスタイルや価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による新しい生活様式への対応など、現計画の策定時と比べて大きく変化している。

また、本市は、これまで人口増加を基調とした市政運営を続けてきたが、今後は、人口減少やそれに伴う税収の減少を想定して進めていかなければならない。

このような状況の中、本市の新たなまちづくりの指針として、「第 6 次白岡市総合振興計画（以下「次期計画」という。）」を策定するものである。

2 計画の位置付け

次期計画は、市の最上位の計画として、総合的かつ計画的な行政運営を推進するため、本市のまちづくりの長期的な指針とするものである。

3 基本的な考え方

次期計画の策定に当たっては、市民の視点に立った平易な表現や内容に努め、分かりやすい計画とするとともに、本市を取り巻く社会経済情勢や新しい生活様式を考慮しつつ、実現可能性の高い計画とするため、次の視点に留意して策定する。

(1) 多様な市民参画機会の創出

目指すべき将来像の実現に向けたまちづくりを推進するため、計画策定段階からより多くの市民の声を反映できるよう多様な市民参画の機会の確保に努めるものとする。

(2) 選択と集中による実効性と実現性の高い計画づくり

人口減少やそれに伴う税収の減少などが予想される中、「選択と集中」による効果の高い施策や事業を優先的に実施するなど、実効性と実現性の高い計画づくりを進めるものとする。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の反映

総合振興計画を進めることは、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組につながるものであることから、各施策分野との関連性を明確にし、持続可能な開発目標（SDGs）の概念を反映させた計画として策定するものとする。

4 効果的かつ効率的な計画策定

次期計画は、今後のまちづくりをより効果的かつ効率的に進めていくため、次の計画と一体的な計画として策定するものとする。

(1) 地方創生の視点を取り込んだ計画

地方創生の取組は、総合振興計画と密接なものであるため、「白岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的な計画として策定するものとする。

(2) 持続可能な行財政運営の推進と実現性の確保

厳しい財政状況の中、効率的な行政運営と財政の健全化を推進するため、「白岡市行財政改革推進大綱」と一体的な計画として策定するものとする。

(3) 国土強靱化の推進

強くしなやかで持続可能なまちづくりを推進するためには、市の最上位計画である総合振興計画との整合を図るとともに、効率的かつ効果的に進めていく必要があることから、「国土強靱化地域計画」と一体的な計画として策定するものとする。

5 計画の構成と期間

将来のまちづくりを計画的に進めるとともに、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応することができるよう「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造とする。

(1) 基本構想（計画期間10年：令和4年度～令和13年度）

まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための指針となるものであり、目指すべき将来像や政策目標などを定めるものである。

(2) 基本計画（計画期間5年：令和4年度～令和8年度）

基本構想を実現するため、まちの現状と課題や基本的な施策を体系的に定めるものである。

(3) 実施計画（計画期間3年：令和4年度～令和6年度）

基本計画で定めた施策の具体的な実施方法等を定めるものであり、社会経済情勢の変化や緊急性に対応した新たな事業との整合等が図れるようローリング方式により毎年必要な調整を行うものである。

6 策定体制

(1) 白岡市総合振興計画審議会

知識経験者、公募に応じた者及び市長が必要と認めた者で組織し、市長の諮問に応じ、計画に関する調査及び審議を行う。

(2) 白岡市総合振興計画策定委員会

市長、副市長、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者並びに企画政策課長、総務課長及び財政課長の職にある者で組織し、計画案の策定及び総合調整を行う。

(3) 白岡市総合振興計画策定委員会分科会

各課等の主幹、主査又は主任等の職にある者で組織し、計画に関する調査及び検討を行う。

(4) 土地利用検討会議

企画政策課、商工観光課、農政課、街づくり課、新土地利用推進課、道路課、建築課及び農業委員会の所属長等で組織し、土地利用の現状及び課題の整理並びに将来を見据えた土地利用の検討を行い、土地利用基本構想案を策定する。

7 策定スケジュール

別添のとおり

8 市民意見の反映

(1) 市民意識調査の実施

まちづくりに関する市民の意向を把握するため、市内に居住する1,500名を無作為に抽出した市民意識調査を実施する。

また、市内の小・中学生や市内に所在する民間企業等に勤務する市外に居住する方を対象にアンケート調査を実施する。

(2) 市民フォーラムの実施

まちづくりに対する市民の理解を深め、市民と協働で検討を進めていくため、参加型の市民フォーラムを開催する。

(3) 総合振興計画審議会への市民参加

市長の諮問に応じ、次期計画の原案に対し、調査及び審議を行うため、公募に応じた市民を委員に加えた審議会を設置する。

(4) パブリックコメントの実施

計画素案を市公式ホームページ等に掲載し、次期計画に対する市民からの意見等を反映させるため、パブリックコメントを実施する。